

(案)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 あて

原子力委員会委員長

日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可について(答申)

平成22年9月27日付け平成22・02・19原第11号をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第44条の4第3項において準用する法第44の2第1項第1号、第2号及び第3号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおり妥当と認める。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第44条の4第3項において準用する同法第44条の2第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎の部分に限る。）に規定する許可の基準への適合性について

本件申請に係る変更内容は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設等から発生する低レベル固体廃棄物の保管廃棄能力の向上のため、以下を行うものである。

- ・第4低レベル廃棄物貯蔵建屋を設置し、使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設の一部として使用
- ・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に低レベル固体廃棄物の貯蔵室を設置し、再処理設備本体の運転開始に先立ち使用
- ・第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の一部を再処理設備本体の運転開始に先立ち使用

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第44条の2第1項第1号（平和利用）

本件申請については、

- 厳に平和利用に限り再処理事業を行うとする再処理の事業の目的を変更するものではないこと
 - ウラン酸化物及びウラン・プルトニウム混合酸化物は、原子炉で燃料として利用する等平和の目的に限り利用するために、再処理役務契約に基づき契約先に返還する等、使用済燃料から分離された核燃料物質の処分の方法を変更するものではないこと
 - 再処理の方法及び再処理工程等を変更するものではないこと
- から、本件の再処理施設が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められるとした経済産業大臣の判断は妥当である。

2. 法第44条の2第1項第2号（計画的遂行）

本件申請については、

- これまでに発生した低レベル固体廃棄物の量を考慮し、第4低レベル廃棄物貯蔵系の設置等をするものであり、「原子力政策大綱」に定める方針に沿っていること
 - 再処理を行う使用済燃料の種類及び再処理能力を変更するものではないこと
- から、原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼす恐れがないものと認められるとした経済産業大臣の判断は妥当である。

3. 法第44条の2第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本件申請に係る工事に要する資金については、自己資金等並びに日本政策投資銀行資金及び一般借入金により調達する計画であり、本変更に係る工事に要する資金の確保に見通しがあること、この資金確保を含む収支見積りによれば累積債務の返済に見通しが

あることから、再処理事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があると認められるとした経済産業大臣の判断は妥当である。